

## 松山市土木工事検査技術基準

### (目的)

第1条 この基準は、松山市が行う土木工事(以下「工事」という。)の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

### (適用)

第2条 この基準は、松山市建設工事検査実施要綱第4条に定める検査に適用する。

### (検査の方法)

第3条 検査は、当該工事の出来高を対象として、契約図書に基づき、実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うものとする。

### (実施状況の検査)

第4条 工事の実施状況の検査は、契約の履行状況、工程管理、安全管理及び工事管理状況等に関する各種の記録と契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

### (出来形の検査)

第5条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

### (品質の検査)

第6条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

### (出来ばえの検査)

第7条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

### (検査の基準)

第8条 検査の内容及び工事の出来形の適否の判定は、別表第1、第2及び第3により行うこととし、その規格値は、愛媛県土木工事施工管理基準および松山市下水道管渠工事施工管理基準によるものとする。

### 附 則

この基準は、平成19年 4月 1日から施行する。

別表第1 実施状況の検査留意事項

項目		関係書類	内容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況、その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書 工事に関する協議録等 その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	実施工程表 工事に関する協議録等	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	契約図書 工事に関する協議録等	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5	施工体制	施工計画書 施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

別表第2 工種別出来形寸法検査基準

工 種			検 査 内 容	検 査 密 度	
共通	一般施工	共通の工種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長	250枚につき1箇所以上(ただし、施工枚数250枚以下の場合は2箇所以上)
			法粹工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長、高さ	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
		基礎工		基準高、根入長、偏心量、径	1基又は1目地間隔当たり1箇所以上
		石積(張)工 ブロック(張)工		基準高、法長、厚さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)
		擁壁工(小型含む) (プレキャスト)		基準高、高さ、厚さ、延長、幅	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)
		一般舗装工	路盤工	基準高、幅、厚さ	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上) 厚さは、1kmにつき1箇所以上
			舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性	基準高、幅及び横断勾配は200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上) 厚さは、施工面積10,000m <sup>2</sup> につき1箇所以上コアにより検査(ただし、施工面積10,000m <sup>2</sup> 以下の場合は2箇所以上)
		地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
		土工		基準高、幅、厚さ、延長、法長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
		河川	築堤護岸		基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長
浚渫(川)			基準高、幅、深さ、延長		
樋門・樋管			基準高、幅、厚さ、高さ、延長	樋門・樋管・水門は本体部、呑口部につき 構造図の寸法表示箇所の任意部分、 函渠は同種構造物ごと2箇所以上	
水門					

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
海岸	堤防護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
	突堤・人工岬		
	海域堤防		
	浚渫(海)	基準高、幅、深さ、延長	
港湾	浚渫・床掘	区域内の水深(底面、法面)	50m(床掘100m)につき1箇所以上(ただし、施工延長50m(床掘100m)以下の場合は、2箇所以上)
	地盤改良	延長、天端高、先端深度、位置	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)
	先掘防止・滑動抵抗用マット	重ね幅、延長	適宜
	捨石・均し	天端基準高、天端幅延長、水深	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)
	ケーソン工 コンクリートブロック工	(製作) 高さ、幅、長さ、壁厚、底版厚さ、対角線 (据付) 法線に対する出入、目地間隔	1基につき1箇所以上
	中詰工	天端高	適宜
	上部コンクリート工	天端高、厚さ、天端幅、延長、法線に対する出入	適宜
	法覆・波返工	基準高、波返し幅、高さ、厚さ	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)
	鋼杭、コンクリート杭	杭頭中心位置、杭天端高、傾斜	5本につき1箇所以上(ただし、施工本数5本以下の場合は、2箇所以上)
	砂防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長
流路		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
斜面对策		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
ダム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント、間隔、堤長	5 ジョイントにつき 1 箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5 測点につき 1 箇所以上
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	1 0 0 mにつき 1 箇所以上(ただし、施工延長 1 0 0 m 以下の場合は 2 箇所以上)
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、スパン長、変位	スパン長は各スパンごと その他は同種構造物ごとに 1 基以上につき構造図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法、基準高、支間長、中心間距離 キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分  その他は 5 径間未満は 2 箇所以上 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分  その他は 5 径間未満は 2 箇所以上 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて 1 0 0 mにつき 1 箇所以上(ただし、施工延長 2 0 0 m 以下の場合は両坑口部を含めて 3 箇所以上)
	公園 緑地	植栽工 高木植栽工 (低中木含む)	樹高、幹周、枝張 (葉張)
治山 林道	道路工(砂利道)	基準高、幅、測点間距離、法長	施工延長 2 0 0 mにつき 1 箇所以上 (ただし、2 0 0 m 以下のものは 2 箇所以上)
	丸太積土留工	高さ、長さ	施工延長 5 0 mにつき 1 箇所以上 (ただし、5 0 m 以下のものは 2 箇所以上)
	さく工	高さ、長さ	
	筋工	幅、長さ	
	植栽工(小苗木) (中・大苗木)	活着率	樹種毎に適宜

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
下水	管路 開削工 推進工 シールド工	基準高、マンホール 間延長、勾配	マンホール間を100mにつき1箇 所以上(ただし、施工延長100m 以下の場合は2箇所以上)
	マンホール	幅、高さ	同種構造物ごとに1基以上
	処理場・ポンプ場	基準高、幅、高さ、 延長	1 施工単位につき1箇所以上(た だし、1 施工単位以下の場合は、2 箇 所以上)
上記の工種別出来形寸法検査基準に該当 しないその他の構造物		工種に応じ、基準 高、幅、厚さ、高さ、 深さ、法長、長さ	同種構造物ごとに適宜決定する
参考	根固ブロック工	基準高、幅、厚さ、 延長	施工延長200m(測点25mの場 合は250m)につき1箇所以上。 延長200m(または250m)以 下のものは、1 施工箇所につき2 箇 所以上 幅、厚さはブロック個数100個に つき1個以上
	沈床工	基準高、幅、法長	施工延長200m(測点25mの場 合は250m)につき1箇所以上。 延長200m(または250m)以 下のものは、1 施工箇所につき2 箇 所以上
	捨石工	基準高、幅、法長	延長200m(または250m)以 下のものは、1 施工箇所につき2 箇 所以上
	かご工(じゃかご)	法長、厚さ	施工延長100mにつき1箇所以 上。延長200m以下のものは、1 施工箇所につき2箇所以上
	かご工(ふとんかご)	高さ、延長	
	側溝工 (プレキャストU型) (自由勾配)	基準高、法長	施工延長100mにつき1箇所以 上。延長200m以下のものは、1 施工箇所につき2箇所以上
	路側防護柵工 (ガ・ドレール)	幅、高さ、延長、 ビーム取付高	施工延長200m(測点25mの場 合は250m)につき1箇所以上。 延長200m(または250m)以 下のものは、1 施工箇所につき2 箇 所以上 延長、ビーム取付高については適宜 決定する

備考

- (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により検査することができる。
- (2) 施工延長とは、施工延べ延長をいう。

別表第3 品質検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度	
共通	材料	(1) 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か	(1) 観察又は品質証明書により検査する (2) 場合によって実測する	
	基礎工	(1) 支持力は設計図書と対比して適切か (2) 基礎工の位置、上部との接合等は適切か	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合によって実測する	
	土工	(1) 土質、岩質は、設計図書等と一致しているか (2) 支持力または密度は設計図書と対比して適切か		
	無筋コンクリート 鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応、水セメント比等は設計図書と対比して適切か。		
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か	主に実際に操作し検査する	
道路	舗装	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か (2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する (2) 場合によって実測する
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か	(1) 主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する (2) 場合によって実測する